一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会

評議員選出細則

（総則）

第１条　本評議員選出細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本定位・機能神経外科学会定款（以下「定款」という）及び定款施行細則に基づき、本法人の評議員の選出方法等につき、必要な事項を定める。

（新任評議員の選出・選任）

第２条 本法人の評議員となる資格を有する者は､定款施行細則第８条に規定する以下の要件を具備する会員とする。

（１） 引き続き３年以上（任意団体時を含む。）本法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。

（２） 満 65 歳以下であること。

（３）定位・機能神経外科等について、知識、業績（論文、学会発表等)、もしくは実績（業務経験、役職等）を有していること。

（４）所属の大学、専門施設において教授又は施設長の地位を有すること、もしくは現職の評議員３名以上の推薦があること。

２　前項各号に定めるほか、定位・機能神経外科関連の査読あり英文論文が５編（共著を含む）以上あることが望ましいものとする。

３　前２項の要件を具備する者であって､本法人の評議員となることを希望する者(以下「申込者」という。）は、別紙１「評議員審査申込書」による審査申込書に次の各号に規定する書面を添付の上、本法人事務局に提出するものとする。

（１）評議員にあたっての抱負を記載した書面（100 字以内）（※審査申込書に直接記入も可）

（２）履歴書

（３）現職の評議員３名以上の推薦状（別紙２「推薦状」による）

（４）定位・機能神経外科関連の査読あり英文論文のコピー（最大５編までによい）

４　前項の審査申込書の提出があった場合、事務局は、申込者の第１項及び第２項の資格要件の調査を行い、当該要件を満たしていることを確認した後に、当該申込書及び添付書類を評議員選出委員会に提出し、評議員選出委員会にて申込者の審査及び選出を行う。

５　評議員選出委員会は、申込者の審査を行い、評議員の員数等も加味したうえで、本法人の評議員に相応しいと判断した場合には、理事会に報告のうえ、評議員会

に申込者の評議員への選任を諮るものとする。

6　評議員は1施設1名を原則とするが、理事輩出施設または日本定位・機能神経外科学会に著しい貢献があると認められる場合、同一施設から複数の評議員を選出してもよい。

7　評議員会において承認された場合、申込者は本法人の評議員となることができる。

（評議員選任の時期）

第3条　評議員の選任は、原則として年1回の定時評議員会に諮るものとする。ただし、定款施行細則第11条に基づき臨時の評議員会にて選任することができる。

（再任評議員の選任）

第4条　定款第14条の規定により任期満了退任となる評議員につき、評議員選出委員会及び事務局は定款施行細則第10条に基づく再任意思の調査を行い、再任希望者については再任の資格審査を実施し、再任評議員のリストを作成するものとする。

2　評議員選出委員会は前項のリストを作成した後、理事会に報告のうえ、評議員会に再任決議を諮るものとする。

3　定款施行細則第10条第3項に規定する再任の資格要件を満たす限りにおいて、原則評議員は再任とするが、事前の申出により再任を辞退することを妨げない。

（評議員選出委員会）

第5条　評議員選出委員会は、理事会によって選任された委員長1名と、委員長が指名した2名以上の委員にて構成する。ただし、委員長を除く委員は、本法人の理事以外の者から指名しなければならない。

2　評議員選出委員の任期は、委員長の理事としての任期に準じるものとする。ただし、再任を妨げない。

3　評議員選出委員会は、以下の業務を行う。

（1）評議員（再任評議員含む）の資格審査、再任意思調査

（2）評議員（再任評議員含む）リストの作成

（3）評議員の選出に関し、審査結果、審査状況等の理事会への報告

（4）評議員会への評議員選任議案の提出

（5）その他、評議員について、理事会より委嘱された業務

（評議員選出委員会の開催）

第6条　評議員選出委員会は次の各項にしたがって開催される。

（1）前条第1項の規定に基づき選任された委員長が、必要に応じて評議員選出委員会を招集する。

（２）評議員選出委員会における議事は、出席委員の過半数をもって決する。
（３）評議員選出委員会は、書面又は電磁的方法での審議にて行うこともできる。ただし、その場合は全会一致を原則とする。
（４）評議員選出委員会は、その委員会の開催日、開催場所、出席者、議事内容等を記載した活動報告書を作成する。

（疑義）
第７条　評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の決議に基づき処理するものとする。

（改廃）
第８条　本細則の改廃は、評議員選出委員会及び理事会の審議を経て、評議員会の決議により行う。

令和元年６月 18 日 施行
令和２年６月 15 日 改正
令和６年２月３日 改正

別紙１「評議員審査申込書」

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会　御中

申込年月日　　年　　月　　日

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会　評議員審査申込書・同意書

一般社団法人日本定位・機能神経外科学会の目的・理念に賛同し、貴法人の評議員となることを希望致します。評議員の選任が承認された場合には、貴法人の定款及び各種規程、規則を遵守することに同意致します。

フリガナ 氏　名	㊞	生年 月日	（西暦） 年　　月　　日生
自宅住所	〒　　－		TEL －　　－ FAX －　　－
勤務先	〒　　－ 役職名：		TEL －　　－ FAX －　　－
e-mail	@		
抱　負 （100 字以内）			

推薦者氏名（現職の評議員３名以上）		

【事務局使用欄】

事務局審査	年　月　日	
評議員選出委員会審査	年　月　日	
理事会報告	年　月　日	
評議員会承認	年　月　日	

別紙２「推薦状」

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会　事務局　御中

推　　薦　　状

一般社団法人日本定位・機能神経外科学会の評議員として

勤務先 / 役職

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

姓　　名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　先生

を推薦致します。

年　　月　　日

一般社団法人日本定位・機能神経外科学会評議員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印